## 証拠説明書(訂正)

山形地方裁判所 民事部 御中

令和2年10月16日

原告 天羽優子 被告 株式会社ウルフアンドカンパニー 上記代表者代表取締役 大竹誠一

甲号証	標目	原本・ 写しの 別	作成年月日	作成者	立証趣旨
1	https://www.buzzfeed.	写し	2020年7月8		原告が BuzzFeedNews の取材に応じて、次亜塩素酸水を含む
	com/jp/kensukeseya/covid-mist で公開中の		日		消毒作用のあるものの噴霧に反対する意見を述べた事実。そ
	「大量に商品が出回る「次亜塩素酸水」の危険				の意見の中で,被告や被告の扱っている商品名への言及が無
	科学者「一番怖いのは…」」の内容。				いという事実。
2 号証	被告が原告に 2020/06/14 14:20 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が原告に 2020 年 6 月 14 日に,取材記事中の発言の撤回
	メール。		日		と公表が無ければ提訴するという予告をメールで送信したこ
					と。
3 号証	原告が被告に 2020/06/15 13:01 に送信した	写し	2020年7月8	原告	原告が被告に対し、被告の主張の根拠となった資料の送信を
	メール。		日		求めたこと。
4 号証	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が 2020 年 6 月 16 日に、メールでに添付する形で、原告
の l	メール。		日		が求めた主張の根拠を送信したこと。

4 号証	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信した	写し	2020年6月	原告	被告が「微酸性電解水ミストのラットに関する暴露試験」と
の2	メールに添付した「微酸性電解水ミストの		17 日		いう論文を送信したこと。
	ラットに関する暴露試験」と題する日本語論				
	文。				
4号証	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信した	写し	2020年6月	原告	被告が「ラットにおける噴霧弱酸性次亜塩素酸水吸入による
<b>の</b> 3	メールに添付した「ラットにおける噴霧弱酸		17 日		血液一般及び生化学値に及ぼす影響」という文献の検索結果
	性次亜塩素酸水吸入による血液一般及び生化				のみを送信したこと。
	学値に及ぼす影響」という論文の検索結果。				
4号証	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信した	写し	2020年6月	原告	被告が沖縄タイムスの記事「次亜塩素酸水でコロナ不活化
<b>の</b> 4	メールに添付した沖縄タイムス 5/15(金)付		17 日		「30 秒以下で」北海道大学と恵那十区者が実証」という記事
	けのネット配信記事。				を送信したこと。
4号証	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信した	写し	2020年6月	原告	被告が次亜塩素酸水のスプレーボトルの写真を送信した。写
の 5	メールに添付したスプレーボトルの写真。		17 日		真中のボトルには濃度や製造元の記載が無いこと。
5 号証	被告が原告に 2020/06/16 11:52 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が 2020 年 6 月 16 日に、メールで、次亜塩素酸水が有用
の l	メール。		日		だとする主張の根拠をさらに送信したこと。
5 号証	被告が原告に 2020/06/16 11:52 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が「無塩の次亜塩素酸水とは」というタイトルの、一般
の 2	メールに添付した,一般社団法人日本微酸性		日		社団法人日本微酸性電解水協会名義の文書を送信したこと。
	電解水協会名義の「無塩の次亜塩素酸水とは」				
	という文書。				
6 号証	被告が原告に 2020/06/16 14:25 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が 2020 年 6 月 16 日に、メールで主張の根拠を送信した
の1	メール。		日		こと。甲第1号証の記事中で取材を受けた小波秀雄京都女子
					大名誉教授に対しても、被告が原告に対して送ったのと同様
					のクレームを送っており、小波氏が弁護士を代理人に立てて
					被告と交渉していること。
6 号証	被告が原告に 2020/06/16 14:25 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が訴外小波氏に対しても、(訴外小波氏が)「ウルフアン
の 2	メールに添付された文書ファイル。		日		ドカンパニーが販売するものは安全だ」と声明を出さなけれ
					ば提訴すると主張していること。
7号証	原告が被告に 2020/06/19 14:19 に送信した	写し	2020年7月8	原告	原告が2020年6月19日に、被告に対して回答したこと。
の l	メール。		日		

7号証	原告が被告に 2020/06/19 14:19 に送信した	写し	2020年6月	原告	被告が送信した次亜塩素酸水の効果と安全性についてのエビ
の 2	メールに添付した文書。		19 日		デンスは、被告の主張を裏付けるものではないという指摘を
					伝えたこと。
8 号証	原告が被告に 2020/06/25 17:45 に送信した	写し	2020年7月8	原告	2020年6月25日に、原告が被告に対し提訴の予定を問い合
	メール。		日		わせるメールを送信したこと。
9 号証	被告が原告に 2020/06/26 9:35 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が、原告を提訴する予定について「時間ができたら適切
	メール。		日		な時期に。」と述べ、本人訴訟が得意であることを伝え、裁判
					所の門のところで撮影した写真を添付して送信したこと。
10 号証	原告が被告に令和2年7月1日付で送付した	写し	2020年7月8	原告	原告から被告に、訴訟の予告を撤回するか、予定通りに原告
	内容証明。		日		を提訴するか、逆に原告が提訴するかのどれかを選ぶように、
					被告に対して意思の確認を行ったこと。
11 号証	被告が原告に 2020/07/06 12:35 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が2020年7月6日に送信したメールで、「どうぞご自由
の1	メール。		日		に訴訟の提起をしてください」と述べていること。
	被告が原告に 2020/07/06 12:52 に送信した	写し	2020年7月8	原告	被告が2020年7月6日に送信したメールで、立川中央病院
の2	メール。		日		について言及したこと。
12 号証	「2020 年版 消毒と滅菌のガイドライン」(へ	写し	2020年7月8	原告	書籍「消毒と滅菌のガイドライン 2020 年版」に,消毒薬の
	るす出版,ISBN 978-4-89269-995-5)の,		日		噴霧が禁止である旨書かれていること。また, ノロウイルス
	空気感染・飛沫感染対策法と新型コロナウイ				の消毒にはエタノールも、流水と石けんによる手洗いが有効
	ルスに対する消毒法のページ。				であるとされていること。新型コロナウイルスに対しては,
					アルコール、熱消毒、次亜塩素酸水を用いた清拭が病院で行
					うべき消毒方法とされていること。
13 号証		写し	2020年7月8	原告	書籍「食べ物とがん予防」に掲載された、「健康情報を評価す
	に掲載された、健康情報についてのエビデン		日		るフローチャート」。医学研究をこれにあてはめることで、ど
	スを評価する時のフローチャートとその解説。				の程度の信頼性があるかを判断することができる。
14 日 🚉		<i>(</i> =₹ )	0000 5 0 5	压护	
	ウェブサイト https://www.tactis.or.	写し	2020年6月	原告	立川中央病院のウェブサイトで、感染予防として次亜塩素酸
	jp/shinryo/kansenyobou.html の内容。		18日		水の噴霧を行っていることを宣伝している事実。

15 号証	一般社団法人日本微酸性電解水協会の鈴木氏	写し	2020年7月	原告	原告と、一般社団法人日本微酸性電解水協会とのやりとり。
	が原告に 2020/06/17 17:41 に送信したメー		21 日		被告が送信した甲第5号証の2の内容が、内部文書であり、
	ル。やりとりが引用されて全て含まれており、				内容が決まる前のものであったという事実。
	一番下の茶色と緑が混じった部分が原告によ				
	る問い合わせフォームからの内容,その上の				
	緑色の部分が鈴木氏からの回答,その回答に				
	対する原告からの質問が青色部分、さらに鈴				
	木氏からあった回答が黒色の部分。				
16 号証	被告のウェブサイトのトップページ https:	写し	2020年6月	原告	被告の会社のウェブサイトの, 2020年6月19日の内容が間
の 1	//www.wolfjpn.com/index.php を 2020 年		19 日		違っている上、薬機法に抵触するおそれがあること。
	6月19日に印刷したもの。				
16 号証	被告のウェブサイトのトップページ https:	写し	2020年6月	原告	被告の会社のウェブサイトの, 2020年6月29日の内容が間
の 2	//www.wolfjpn.com/index.php を 2020 年		29 日		違っている上、薬機法に抵触するおそれがあること。
	6月29日に印刷したもの。				
17 号証	https://www.yakujihou.com/images/kaden.	写し	2020年6月	原告	資料2ページから3ページに、医薬品、医療機器でないもの
	PDF で公開されている「家電品の表示に関連		17 日		は、「殺菌、消毒の効果を標ぼう」してはいけないこと、「特
	する「薬事法等」についての解説」。 1 ページ				定の病原菌や感染性物質、疾病に関する表示」は医薬品に該
	左上の URL は原告がダウンロードした後出				当する場合にのみ許されていること。
	典をメモとして追加したもので原本には無い。				
18 号証	2020年6月26日に、厚生労働省・経済産業	写し	2020年7月	原告	次亜塩素酸水の噴霧をしてはいけないこと、噴霧の安全性が
	省・消費者庁が合同で発表した、新型コロナ		21 日		確認されていないことが明記されている。
	ウイルスの消毒・除菌方法。				
	https://www.mhlw.go.				
	jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_000				
	01.html				
	1	1	I	l	1

19 号証	原告のウェブページ http://www.cml-office. org/wwatch/claim/case02/comment01.html の,2020 年 9 月 17 日の内容。	写し	2020年9月17日	原告	被告が原告に対して訴訟恫喝によって原告の発言を変えさせようとしたことの経緯と、被告の行為に対する批判をウェブサイトで公開していること。
20 号証	被告が 2020/09/17 14:30 に原告に送信したメール。	写し	2020年9月17日	原告	被告が、被告と原告のメールのやり取りを原告が公表しているウェブページ(甲 19 号証)について、削除を求めるメールを送信したこと。
21 号証 の 1	動画投稿サイト YouTube に投稿された「次 亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてくだ さい!!」https://www.youtube.com/watch? v=y-liqNf5JrY	写し	2020年9月17日	原告	被告の会社の従業員と思われる人物が、ウルフアンドカンパニーという名前で YouTube 動画「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」のコメント欄で、動画を投稿した吉村医師に対して訴訟予告を行っていること。
21 号証 の 2	吉村医師(@doctor_ladies)のツイッター投稿 https://twitter. com/doctor_ladies/status/12799235254452 83840		2020年9月1日	原告	吉村医師が、被告による訴訟恫喝があったことをツイッター でつぶやいたこと。
21 号証 の 3	動画投稿サイト YouTube に投稿された「『次 亜塩素酸水』3つの資料で論破された!?編」 https://www.youtube.com/watch? v=- HpGlKgodcs	写し	2020年9月17日	原告	被告が吉村医師に対して訴訟恫喝のメールを送信したことが、 吉村医師の YouTube 動画「『次亜塩素酸水』3 つの資料で論 破された!?編」(https://www.youtube.com/watch? v=- HpGlKgodcs)に掲載されていること。